

陸軍密第七四八七號

特技ヲ有スル兵ノ轉屬ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十九年八月四日

陸軍省副官 菅井 斌磨

航空、船舶、鐵道等軍ノ緊要トスル特技ヲ有スル兵ハ其ノ特技ヲ餘ス
所ナク利用スル爲必要アル時ハ昭和十八年陸軍密第五〇〇號第二十
六條ニ拘ラス所管長官相互協議ノ上轉屬シ得ルコトニ定メラレタルニ
付依命通牒ス



1157